

## 第7章 その他の金融に関する制度の企画・立案

### 第1節 信託業法の改正

#### I 改正の経緯

信託業については、信託業法改正前は旧信託業法（大正11年制定）の免許を受けることにより参入が可能であったものの、実態としては、旧信託業法下で免許を受けた信託会社は存在せず、金融機関が「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく認可を受けて兼営する形でのみ行われていた。

このような現状を受けて、平成14年6月、金融審議会第二部会の下に「信託に関するワーキンググループ」を設置した。信託業のあり方の見直しに当たっては、経済界を中心に、知的財産権の管理や資産の流動化において信託機能を活用したいというニーズが高まったこと、また「規制改革推進3か年計画（再改定）」（15年3月閣議決定）において、

「① 信託業法における受託財産制限の緩和

② 信託業規制の見直し（信託会社の一般事業法人への解禁）

について、平成15年度中に検討・結論、措置予定」とされたこと等から、信託に関するワーキンググループでは、これらを先行的に検討すべき課題と位置付け議論を行い、15年7月28日、金融審議会第二部会に「信託業に関する中間報告」を行い、同部会において「信託業に関する中間報告書」として了承された。

この中間報告書を踏まえ、受託可能財産や信託業の担い手の拡大などを主な内容とした「信託業法案」を16年3月に国会へ提出、第161回臨時国会の同年11月に成立した。この信託業法を施行するための関係政令・府令等及び事務ガイドラインについては、パブリック・コメントを経て公布等を行い、同年12月末に信託業法等が施行された。

#### II 改正法の概要（資料7-1-1参照）

##### 1. 受託可能財産の範囲の拡大

旧信託業法では、受託可能財産の種類が金銭等に限定されていたが、知的財産権等の新たな信託のニーズが高まっていること等を踏まえ、受託可能財産の限定を廃止し、すべての財産権を受託可能財産とした。

##### 2. 信託業の担い手の拡大

###### (1) 参入基準

###### ア. 信託業の区分

信託業務は、信託の目的に応じ、単純な財産の管理から高度な運用を行うものまで多岐にわたるため、参入基準は信託業務の裁量性の程度に応じた基準とすることが適当である。このため、裁量性の低い信託業を「管理型信託

業」とし、参入基準等において運用型信託業より緩やかな扱いとした。

#### イ. 参入資格

信託業については、行われる信託業務の内容に即して人的構成、業務執行体制等の適切性について個別具体的に審査を行う必要があり、旧信託業法と同様の免許制を基本とする。ただし、管理型信託業については、裁量性が低いことから、一定の拒否要件に該当する不適格者を排除する登録制（定期的に不適格者を確認することができるよう3年毎の更新制）とした。

#### ウ. 最低資本金等

資本金は、運用型信託会社の場合は、政令で定める1億円を下回ってはならないこととし、管理型信託会社の場合は、5千万円を下回ってはならないこととした。

また、最低資本金を上回る純資産額を維持することを義務付けた。

### (2) 組織形態等

#### ア. 組織形態

信託会社の組織形態については、旧信託業法と同様、業務の安定的な継続性及び会社の機関間の相互監視機能に優れている「株式会社」形態とした。

#### イ. 主要株主規制等

主要株主（基本として20%以上の議決権付株式の所有者等）の影響により経営が歪められることを防止し、経営の健全性を確保するため、一定の欠格事由を定め、その遵守を届出制によりチェックすることとした。

この他、利用者の誤認防止のための商号規制、経営の安定性確保のための取締役の兼職制限を規定した。

### (3) 業務範囲

#### ア. 業務範囲

信託会社の業務及び財務の健全性を維持して受益者保護を図るため、信託会社には信託業務への経営資源の適切な配分と他業のリスクの抑制を求める必要がある。このため、信託会社は信託業専門を基本とし、当該信託会社の行う信託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれのないものであって、当該信託業務と関連する業務については、個別承認を受けて営むことができることとした。

#### イ. 元本補填契約付信託

信託商品は実績配当が基本とされているが、受託者が元本補填を約束することは可能である。しかし、元本補填契約付信託は、自己の固有財産により元本を保証する預金類似の商品であり、信託会社がこれを提供する場合には、受益者保護のため、預金取扱金融機関並みの財務の健全性規制を課す必要があることから、元本補填契約付信託は、信託兼営金融機関のみが提供できることとした。

#### (4) 行為規制等

##### ア. 営業保証金の供託

信託会社は、管理失当等により受益者から損害賠償を求められることがあるため、営業保証金の供託を義務付け、供託された営業保証金に関し受益者の優先弁済権を認めることとした。

##### イ. 販売・勧誘ルール

信託会社が提供する信託商品は実績配当であり、受益者の自己責任が求められること、他方で、複雑な商品の組成が可能であること等を踏まえ、受益者保護の観点から、以下の販売・勧誘ルールを定めた。

- ・ 契約締結前の説明・契約締結時の書面交付義務
- ・ 不当勧誘（虚偽説明、断定的判断の提供等）の禁止
- ・ 委託者の知識、経験、財産の状況に照らして適切な信託の引受けを行うべきこと
- ・ 信託財産状況報告書の交付義務

##### ウ. 受託者責任

善管注意義務について、受益者保護のため、投資信託法や資産流動化法と同様に、信託業法においても規定することとした。

忠実義務（一般的に信託法 22 条の解釈として認められている義務）についても、投資信託法等と同様の一般的な規定を設けた。さらに、忠実義務を具体化した行為準則を設け、自己と信託財産との間の取引が例外的に認められる場合等を明確化した。

分別管理義務については、分別管理の方法について業務方法書に記載させるとともに、適切な執行体制の整備を義務付けた。

##### エ. 信託業務の第三者への委託

信託業務の効率的な運営のため、業務の一部を外部委託できるようにする必要があるが、不適切な委託先への委託が行われないようにするため、信託契約に信託業務の一部を委託すること及び委託先（委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続）を明記すること等の要件を満たす場合にのみ、外部委託ができることとした。

また、受益者保護に欠けることのないよう、信託会社は委託先が受益者に与えた損害の賠償責任を負うことを明確化するとともに、委託先の業務運営が不適切な場合には信託会社に対して業務改善命令等の監督上の措置が発動できる仕組みとした。

##### オ. ディスクロージャー

銀行法等他の金融法令と同様、信託会社に業務及び財産の状況についての説明書類の公衆縦覧を義務付けた。

##### カ. 監督

各規制の実効性を確保するため、報告徴求権、立入検査権、業務改善命令権等を規定した。

### (5) 特別の取扱いを行う信託

以下の信託業については、上記の信託会社に対する規制・監督とは異なる扱いとした。

#### ア. グループ企業内の信託業

グループ企業内で行われる信託業については、グループ企業内に第三者たる委託者や受益者が存在しないため、規制・監督を通じて委託者・受益者の保護を図る必要性に乏しいと考えられることから、基本的には企業グループの私的自治に委ねることが適当と考えられる。したがって、グループ企業内での信託業を営む者については、グループ企業内でのみ信託業を営むことの把握を目的とした事前届出、特に必要があると認められる場合の報告徴求及び立入検査を除くほか、規制は課さない。

企業グループとしては、上記の趣旨に鑑み、実質的に一体の者とみなすことのできる資本関係にあることが必要と考えられる。したがって、委託者、受託者及び受益者が同一の会社集団（一の会社及び当該会社の子会社の集団）に属していることをグループ企業内信託業の要件とした。

#### イ. 承認TLO (Technology Licensing Organization: 技術移転機関)

「大学等技術移転促進法」に基づき主務大臣の承認を受けた技術移転機関（承認TLO）については、事業の実施計画が同法の「実施指針」に則って主務大臣（文部科学大臣及び経済産業大臣）の承認を受けること、大学技術の企業への移転という今日的に重要な政策的役割を担っていることに鑑み、組織形態を株式会社限定しない等、管理型信託会社の登録拒否要件の一部を緩和した登録制とした。

ただし、委託者及び受益者保護を図るため、原則として管理型信託会社に対するものと同様の行為規制・監督規制を課すこととした。

## 3. 信託サービスの利用者の窓口の拡大

### (1) 信託契約代理店制度の創設

信託契約締結の媒介及び代理を業として行うことは、信託サービスの提供チャネルの拡大や信託の利用者のアクセス向上の観点から適切と考えられることから、信託会社の委託を受けて信託契約の締結の代理又は媒介を業として行う「信託契約代理店」制度を整備した。

具体的には、顧客（委託者）の保護の観点から、「信託契約代理店」について、不適切な者の参入を排除するために登録制とするとともに、信託契約の内容の説明義務や不当勧誘の禁止等のルールを設けることとした。

さらに、「信託契約代理店」の所属信託会社が、「信託契約代理店」の行為により顧客に損害を与えた場合に損害の賠償責任を負うことを明確化した。

### (2) 信託受益権販売業者制度の創設

証券取引法上の有価証券とはならない信託受益権について、反復・継続してその販売又はその代理・媒介を行う者の出現も想定される。そのような者に対

しても、顧客（受益者）の保護の観点から、販売・勧誘ルール等を課すことが適当であり、「信託受益権販売業者」として制度を整備した。

具体的には、「信託受益権販売業者」について、不適切な者の参入を排除するために登録制（定期的に不適格者を確認することができるよう3年毎の更新制）とするとともに、信託受益権の内容やリスクの説明義務や不当勧誘の禁止等のルールを設けることとした。

さらに、信託受益権販売契約に関して発生した損害賠償責任等に備えるため、営業保証金の供託を義務付けることとした。

#### 4. その他

##### (1) 外国信託会社

外国の法令に準拠して外国において信託業を営む者（外国信託業者）が、我が国に支店を設置して信託業務を営めるようにするための免許・登録制度を整備した。

##### (2) 関係法律の整備

- ① 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律：元本補填契約付信託及び併営業業務の規定を旧信託業法から移管する、信託会社に対する行為準則等を信託兼営金融機関に対しても準用する等の整備
  - ② 銀行法、保険業法等：子会社の範囲に信託会社を加える等の整備
  - ③ 特定債権等に係る事業の規制に関する法律：本法律は、リース・クレジット債権の流動化の円滑を図るため、信託方式、譲渡方式、組合方式の3つの流動化スキームを用意しているが、実際上は信託方式がほとんどであり、今般改正した信託業法により信託制度が整備されたことに伴い、本法律を廃止した
- 等

##### (3) 施行日

16年12月30日

## 第2節 貸金業の規制等に関する法律の改正

### I 改正の経緯

年金や生活保護給付、障害者給付など、受給者の生活上不可欠な公的給付については、生活に困窮した受給者が、その受給権を譲渡、担保等に供してしまうと、その生計の維持に支障をきたすおそれが大きく、公的給付の趣旨に反することから、国民年金法、厚生年金保険法等の各公的給付に関する根拠法令において、その譲渡や担保提供等の行為が禁止されている。

しかしながら、貸金業を営む者が公的給付を受けている者の困窮に乗じて、当該債務者から、年金等の振込口座の預貯金通帳やキャッシュカード等を提出させて預かり、預貯金口座に振り込まれた公的給付を貸付債権の弁済に充てる等の不正行為が行われ、社会問題化していた。

こうした状況を受け、公的給付の受給者である債務者の保護、及び貸金業の適正な遂行の確保を図るために必要な措置を講じるべく、今般、議員提案により「貸金業の規制等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。いわゆる違法年金担保融資対策法。）」が提出され、平成16年12月1日に国会で成立し、同月8日に公布、同月28日から施行された（平成16年法律第158号）。

### II 改正法の概要（資料7-2-1参照）

#### 1. 広告・勧誘に当たって禁止される行為の追加

貸金業者は、年金等の公的給付の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明をしてはならないこととされた。

#### 2. 公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限

貸金業を営む者は、貸付けの契約について、その貸付金の弁済を公的給付を原資とする資金から受ける目的で、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされている公的給付が振り込まれる銀行口座等の預金通帳やキャッシュカード、あるいは年金証書などの引渡しを求め、又は保管する行為を行ってはならないこととされた。

#### 3. 罰則等

上記2. に違反した者について、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとされた。また、上記1. 及び2. に違反した者は、行政処分の対象となった。

### 第3節 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の改正

#### I 改正の経緯

親族等を装って電話をかけ、交通事故の示談金等の名目で現金を要求し、被害者に指定した預貯金口座に現金を振り込ませてだましとるいわゆるオレオレ詐欺や、架空の事実を口実として現金を要求する文書等を送付して現金をだましとる架空請求詐欺等が増加している。

これらの犯罪において、多くの場合、振込先として他人名義の預貯金口座が不正に利用されている。また、インターネット上等には、預貯金通帳等の販売広告等が氾濫しており、誰もが他人名義の預貯金口座を容易に入手し得る状態にあるなど、預貯金口座の不正利用を助長している。

こうした他人名義の預金口座等を悪用したオレオレ詐欺や架空請求等の犯罪の社会問題化を踏まえ、預貯金口座の不正利用を防止するため、なりすまし目的や正当な理由のない有償の預貯金通帳等の譲り受け等及びこれらの勧誘・誘引行為等を処罰する規定を設けた「預金口座等の不正利用防止法（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律）」が第161回国会において、議員提案により提出され、平成16年12月3日に成立し、同月10日に公布された。

#### II 改正法の概要（資料7-3-1参照）

##### 1. 新たに処罰される行為等は以下のとおり。

###### (1) 預貯金通帳等の譲渡し等

次の行為を行った者は、50万円以下の罰金

- ① なりすまし目的で行われる預貯金通帳等の譲り受け等、及びその目的を知った上での譲渡し等。
- ② 通常の商取引又は金融取引であるなどの正当な理由がない預貯金通帳等の有償譲受け等及び有償譲渡し等。

###### (2) いわゆる口座屋の罰則の加重

上記(1)の行為を業として行った者は、2年以下の懲役若しくは300万円の罰金、又はこれを併科。

###### (3) 預貯金通帳等の譲受け、譲渡し等を勧誘、誘引する行為を禁止

上記(1)の勧誘や広告を行った者は50万円以下の罰金。

##### 2. 施行日

改正法は、16年12月30日より施行された。

## 第4節 会社法制の現代化と金融関係法令の整備

### I 会社法の概要等（資料7-4-1～3参照）

#### 1. 総論

- (1) 最近の社会経済情勢の変化への対応等の観点から、会社に係る各種の制度の在り方について、体系的かつ抜本的な見直しを行う。
- (2) 商法第2編、有限会社法等の各規定を現代的な表記に改めた上で分かりやすく再編成し、新たな法典（会社法）を創設する。

#### 2. 法律の主な内容（商法からの変更点）

- (1) 株式会社と有限会社を一つの会社類型（株式会社）として統合  
株式会社における定款自治の範囲を拡大し、その規律の多様化・柔軟化を図ることにより、現行の株式会社と有限会社の両会社類型を1つの会社類型（株式会社）として統合する。
- (2) 設立時の出資額規制の撤廃（最低資本金制度の見直し）  
株式会社の設立に際して出資すべき額について、下限額（現行法では株式会社につき1,000万円、有限会社につき300万円）の制限を撤廃する。
- (3) 組織再編行為に係る規制の見直し  
合併等対価の柔軟化、簡易組織再編行為に係る要件等の緩和等を図る。
- (4) 株式・新株予約権・社債制度の改善  
株式の譲渡制限に係る定款自治の拡大、自己株式の市場売却の許容、会社に対する金銭債権の現物出資に係る検査役の調査の省略等を認める。
- (5) 株主に対する利益の還元方法の見直し  
回数制限を撤廃するとともに、一定の要件を満たせば取締役会限りでの利益配当等の決定をすることができることとする。
- (6) 取締役の責任に関する規定の見直し  
取締役の会社に対する責任について、無過失責任規定の見直し等を行い、委員会設置会社とそれ以外の株式会社との規律の整合性を図る。
- (7) 株主代表訴訟制度の合理化  
原告が株式交換等によって株主たる地位を失っても原告適格を失わないものとする措置、会社から提訴請求株主等への不提訴理由の通知の義務付け、制度趣旨に反する提訴の不許等、合理化を図る。
- (8) 内部統制システムの構築の義務化  
大会社について、内部統制システム（取締役の職務執行が法令・定款に適合すること等、会社の業務の適正を確保するための体制）の構築の基本方針の決定を義務付ける。
- (9) 会計参与制度の創設  
主として中小企業の計算書類の正確性の向上を図るために、任意設置機関の



制度を創設する。

(10) 会計監査人制度に係る規定の見直し

会計監査人の任意設置の範囲を拡大するなど、規定の見直しを行う。

(11) 合同会社制度の創設

出資者の有限責任が確保されるとともに、会社の内部関係については組合的規律が適用される特徴を有する会社類型として、新たに合同会社制度を創設する。

## II 金融関係法令の整備

### 1. 総論

会社法現代化により、金融庁所管法令が引用・準用している商法の制度が大々的に改正されることに伴い、当庁所管法令について整備が必要となった。その際、

①全くの形式的な整備

②政策的な判断が必要となる整備

の二種類の整備が各金融庁所管法令に含まれているが、②については以下2.を参照。

### 2. 整備にあたり政策的な判断が必要となった主な論点

#### (1) 取締役の任期

会社法現代化の考え方は、実態として所有と経営が一致していることが多い譲渡制限株式会社においては、「定期的に取り締役又は監査役としての適否について株主の信任を問う」という任期の役割が希薄であり、再任・改選に伴うコストとの比較に鑑み、任期を伸長できることとした。

一方、銀行、保険業を営む株式会社、証券会社等の金融機関等については、譲渡制限会社形態をとるものであっても、所有と経営の関係は上記①において会社法現代化が射程に収めているオーナー企業のようなものとは性質が異なる。

また、公共性・預金者保護・保険契約者の保護・投資者保護等の観点から、一般事業会社よりも高いレベルのガバナンス（現行の株式会社程度）が要求されている。

以上の理由から、保険業法、銀行法及び証券取引法等においては譲渡制限会社といえども定款による取締役及び監査役の任期の伸長は認めないこととされた。

#### (2) 取締役の欠格事由

会社法現代化の考え方は、特に中小企業の破産の場合において、経営者が会社の債務について個人保証をしている結果、経営者自身も破産に追い込まれるケースなどを念頭において、破産者の早期の経済的再生を可能とするものである。

一方、銀行法・保険業法・証券取引法等においては、取締役は「十分な社会的信用を有するものでなければならない」等とされており、預金者保護・保険

契約者保護・投資者保護の要請が制度設計上付加されている。

銀行・保険会社・証券会社等の金融機関等については、上記のとおり預金者保護等の要請から取締役・役員の資格要件を厳格に解することに合理性がある一方、取締役・役員の欠格事由について現状を維持したとしても、一般事業会社において早期の取締役としての経済的再生の道が塞がれることにはならないため、「破産宣告を受け復権していない者」を欠格事由から除かないこととされた。

### (3) 取締役会設置の義務化

銀行法・証券取引法等について、現行の参入規制で株式会社に限定しているのは、資力のみならず機関設計の観点からも現行の株式会社程度のカバナンスを要求するとの考え方に基づくものであり、取締役会の設置を義務付けることとされた。

### (4) 監査役会設置の義務化

会社法においては、株式会社と有限会社の規律の一体化により、「株式会社」の定義には、

- ① 「株式譲渡制限会社で取締役会も監査役会も設置しない株式会社」
- ② 「株式譲渡制限会社で取締役会を設置しているが、（委員会を設置しないにもかかわらず）監査役会を設置しない株式会社」

も含まれることとされた。

現行の銀行法・保険業法においては、各業への参入規制として株式会社に主体を限定（もしくは認められる主体の一つと）している。

会社法現代化ののちも銀行・保険会社について、「現行の商法等の株式会社程度のカバナンス」を要求するという観点にたち、ここに商法特例法の「資本金5億円以上のような大会社であれば監査役会を置くというカバナンスが要求される」という趣旨も含めて考えれば、監査役会について必置となる。

以上から、会社法現代化後も、銀行・銀行持株会社・保険会社については株式譲渡制限会社であっても、監査役会の設置を義務付けることとされた。

最低資本金が5億円以上とされている（i）株式会社証券取引所、（ii）株式会社金融先物取引所、（iii）保管振替機関、（iv）振替機関については、上記と同様の考え方から、株式譲渡制限会社であっても監査役会の設置を義務付けることとされた。

一方、最低資本金が5億円未満の証券会社、証券金融会社、投資信託委託業者、投資法人、認可投資顧問業者、金融先物取引業者、証券取引所持株会社、証券取引清算機関、金融先物取引所持株会社、金融先物清算機関については、株式譲渡制限会社の場合には監査役会の設置を義務付けないこととされた。

### (5) 資本金の額について

会社法においては、株式会社・有限会社の設立に際して払い込むべき金銭等の価額（設立要件としての最低資本金）については下限額を設けないこととされた。

金融関係諸法令においては、預金者保護、投資者保護、保険契約者保護等の

金融機関に課せられる要請の観点から、現行商法上の株式会社よりも重い資本金の下制限が課せられているところ。したがって、会社法現代化にかかわりなく、現在の水準をそれぞれ維持することとされた。

(6) 公告方法

会社法が新法典となることを含め、公告制度が大幅な見直しとなることを踏まえ、金融庁所管法令における公告制度についても整備を進めることとされた。

特に、金融機関については電子公告制度等が導入されておらず、柔軟に会社の自治に委ねつつ、可能なところについては簡略化を図るという今回の現代化の方向に沿って、これを導入することとされた。

## 第5節 金融分野における個人情報保護のあり方の検討（資料7-5-1参照）

### I 「個人情報保護に関する法律」等について

金融分野を含めた個人情報一般についての保護を定める「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」）が、平成15年5月に成立した。保護法は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としており、金融機関等を含む民間事業者全般を対象に、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務を定めている。

保護法の全面施行（17年4月）に向け、16年4月に閣議決定された「個人情報の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」）において、①各省庁は、それぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドライン等の策定・見直しを早急に検討するとともに、事業者団体等が主体的に行うガイドラインの策定等に対しても、情報の提供、助言などの支援を行うものとする。②個人情報の性質や利用方法などから特に適正な取扱いと厳格な実施を確保する必要がある分野については、各省庁において、個人情報を保護するための格別の措置を各分野（医療、金融・信用、情報通信）ごとに早急に検討し、法の全面施行までに一定の結論を得ることとする。とされたことを受け、各分野ごとに個人情報の適正な取扱いのより厳格な実施を求めるガイドラインの策定・見直しを行ったほか、法制上の措置に関して、とりまとめた。

### II 金融・信用分野における検討について

金融分野における個人情報の保護のあり方については、金融審議会金融分科会特別部会（以下、「特別部会」）において審議を重ね、金融分野における個人情報の特性及び利用方法にかんがみ、特に厳格な実施が求められる事項として機微（センシティブ）情報の取得等の原則禁止等を格別の措置として規定した「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成16年12月6日：金融庁告示第67号）を策定し、公表した。

安全管理措置については、生体認証情報の管理など、最新の技術動向を踏まえた「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」（平成17年1月6日：金融庁告示第1号）を策定し、公表した。

また、16年12月20日の特別部会において、保護法の全面施行に向けたとりまとめが行われ、法制上の措置に関して、各業法の体系上、個人顧客情報の漏えい等の防止について、その実効性を確保するための措置を行うことが適切であり、事業者における個人顧客情報の安全管理義務等を各業法施行規則に早急に定めることが求められたことから、以下の3点につき、銀行法等計25法律の施行規則等を改正し、所要の規定整備を行った。

- ① 安全管理措置の必要かつ適切な実施
- ② 信用情報機関から提供された借入金返済能力情報の返済能力調査以外の目的に利用することの禁止

- ③ 機微（センシティブ）情報を適切な業務運営等の必要な目的以外に使用することの禁止

## 第6節 電子債権法制の検討について

### I 電子債権に関する経緯

「e-Japan 戦略Ⅱ」(平成15年7月2日)以降の累次のIT戦略本部決定において、電子的手段による債権譲渡の推進によって中小企業等の資金調達環境を整備するため、現行法上、原則として確定日付のある通知又は承諾が必要とされている債権譲渡のあり方の検討の必要性が指摘され、産業構造審議会等において検討が進められてきた。

更に、「IT政策パッケージ2005」(平成17年2月24日IT戦略本部決定)において、法務省、経済産業省、金融庁及び関係府省の検討課題として、「電子債権法(仮称)の制定に向けた検討を進め、2005年中に制度の骨格を明らかにする」こととされた。(資料7-6-1参照)

### II 金融審議会(情報技術革新WG)における検討

平成16年12月公表の金融改革プログラムにおいて、「ITの戦略的活用」が掲げられ、電子的な資金決済・支払い、電子的金融取引に関する法制の整備に向けた検討を行うこととされたことを踏まえ、17年2月の金融審議会総会・金融分科会合同会合において、金融分科会の下に「情報技術革新と金融制度に関するワーキンググループ(以下、「情報技術革新WG」という)」の設置が承認された。

この情報技術革新WGは、民商事法学者、金融学者、システム関係者、コンテンツ関係者、利用者、経済界及び金融実務界から幅広い知見をもったメンバー(資料7-6-2参照)で構成され、「金融改革プログラム」に基づき、情報技術革新の成果を積極的に享受させ、金融インフラの利便性等の向上を実現するための法制の整備の一環として、まずは、電子債権に関する法制のあり方について金融システム面からの検討を行うこととされた。

これを受け、情報技術革新WGは、17年4月以来計8回の会合を重ね、電子債権法制に関する検討を精力的に行ったところであり、この議論の結果については、同年7月6日に「金融システム面からみた電子債権法制に関する議論の整理」という座長メモの形でとりまとめられ、公表された。

### III 「議論の整理」(情報技術革新WG座長メモ)の概要(資料7-6-3参照)

この「議論の整理」において、電子債権は、「指名債権とも手形債権とも異なる

新しい債権であり、売買等の原因契約とは別個に電子的手段により発生、譲渡されるもの」として位置づけられているところであり、現行の指名債権の譲渡や手形制度に関して指摘されている課題を一体的に解決するにとどまらず、様々な商流情報等の金融サービスにおける活用を可能にする等、将来の情報技術革新の成果を享受できる新たな金融インフラとして、我が国の金融システムにおける金融仲介機能及び決済機能を一層発展させ得るものであるとされている。

また、電子債権がその期待された効果を顕現するために金融システム面から求められる基本的視点として、

- ① 多様なニーズや情報技術革新等に柔軟に対応できる制度であること  
「柔軟」
- ② 多様な主体にとって容易で利用しやすい制度であること  
「簡素」
- ③ 多様な主体が将来にわたり容易に参入でき、電子債権を利用した金融サービスの成長性が確保される制度であること  
「成長」
- ④ 業務運営の円滑性が確保され、利用者にとって信頼できる制度であること  
「信頼」

が掲げられ、具体的な電子債権法制等に係る各論点が整理された。

#### IV 今後の対応

金融庁としては、今後、関係省庁等において「電子債権法」（仮称）の制定に向けた具体的な検討作業が基本法制等の観点から進められる中で、「議論の整理」において示された上記の「基本的視点」及び各論点等が適切に考慮されることを期待するとともに、金融制度及び金融実務との関係においても、今後の検討の推移を踏まえ、適切な対応を進めていく必要がある。